

令和8年度「3R等推進事業」業務委託仕様書

※ 当企画提案に基づく業務委託契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日以降に締結するものです。

※ 本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成します。

1 事業名 令和8年度「3R等推進事業」業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 執行限度額 14,525,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 事業の目的

気候変動の影響などにより、世界的にSDGsへの取組の重要性が意識され、持続可能な循環型社会の推進について、社会全体の関心が高まっている。

こうした関心の高まりを契機とし、3Rの推進や海岸漂着物対策に関する県民や県内事業者の理解を深め、主体的な行動を促すため、ごみを減らすために身の回りでできることを実践するライフスタイル「ちばエコスタイル」や「海岸漂着物対策」に関する啓発等を実施する。

5 委託業務の内容

（1）集中取組期間等における啓発資材の作製及び出展企画・支援

前記4に掲げる県民や県内事業者による理解と主体的な行動を促進するため、環境月間（6月）及び3R推進・食品ロス削減月間（10月）（以下両月を「集中取組期間」という。）等において、県内各地でのポスターの掲示や、県民が多く集まるイベントへの出展などによる啓発を実施するためのポスター等の作製や出展の企画・支援を行う。

ア 集中取組期間に掲示するポスター等の作製

（ア）環境月間ポスター

用 途	各所掲示用	バス車内掲示用
サ イ ズ	A2版 縦	B3版 横
紙 質	上質コート紙 70kg以上	同左
方 式	オフセット印刷	同左
色 数	片面カラー4色以上	同左
折 り	4つ折り	なし

作製数	4種計 3, 000枚	2, 050枚
納期	各所：5月末日からの掲示に間に合うよう直接送付 県：令和8年5月15日（金）	同左

(環境月間ポスター作製数内訳)

各所掲示用	全体配布用	最優秀賞4作品を掲載	1, 600枚
	高校配付用	高校生以上の部の最優秀賞 1作品を掲載	200枚
	中学校配付用	中学生の部の最優秀賞 1作品を掲載	400枚
	小学校配付用	小学生低学年の部及び高学年の部 の最優秀賞2作品を掲載	800枚
	バス車内掲示用	最優秀賞4作品を掲載	2, 050枚

(イ) 環境月間ポスターコンクール作品集

サイズ A4版

紙質 上質コート紙 62.5kg以上

頁数 8ページ

方式 オフセット印刷

色数 両面カラー4色以上

作製数 2, 500部

納期 県納品分：令和8年5月15日（金）

その他については、環境月間ポスターと併せて直接送付（留意事項参照）

その他 最優秀賞4作品、優秀賞8作品を部門別に掲載するとともに、氏名等、

受賞者に関する事項及び県から提供する作品の講評を併記すること。

また、県が別途作成して提供する令和9年度環境月間ポスター募集要領

（A4たて1枚）を必要数印刷し、折り込むこと。

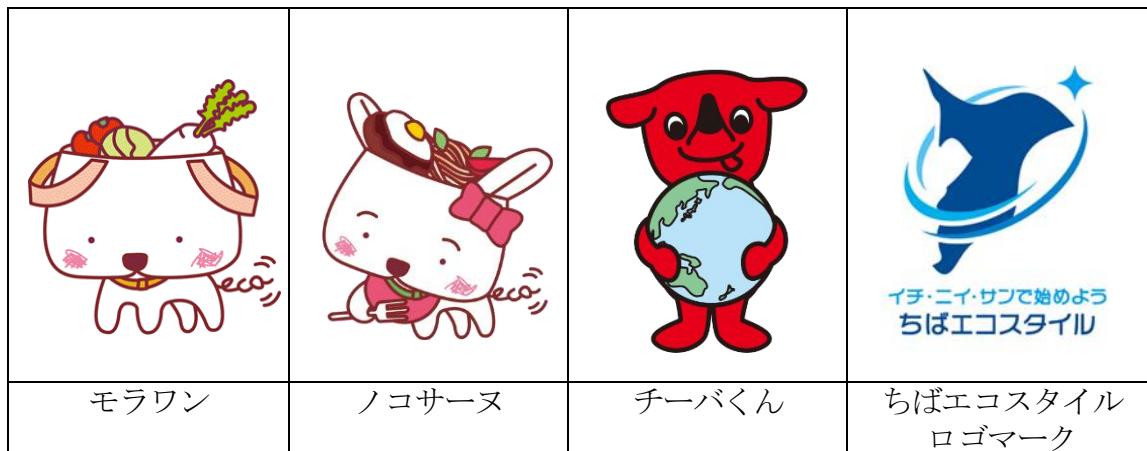
(ウ) 3R推進月間・食品ロス削減月間ポスター

用途	各所・バス車内掲示用	郵便局掲示用
サイズ	B3版 横	同左
紙質	上質コート紙 70kg以上	同左
方式	オフセット印刷	同左
色数	片面カラー4色以上	同左
折り	4つ折り／なし	4つ折り

作製数	4つ折り：800枚／折りなし：2,050枚	700枚
納期	各所：9月末日からの掲示に間に合うよう直接送付 県：令和8年9月7日（月）	同左
備考	二次元コードあり	二次元コードなし

【ポスター等の作製業務に係る留意事項】

- ・作製に係る、必要な素材の入手（権利処理含）、掲載画像の収集、各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、印刷等、一切の業務を行うこと。
- ・使用言語は日本語とすること。（その他言語は提案による。）
- ・環境月間ポスター及び環境月間ポスターコンクール作品集の作製にあたり、必要となる作品画像データは別途県から提供する。
- ・3R推進月間・食品ロス削減月間ポスターは、県民に対し、3Rの推進や食品ロスの削減に向けた主体的な行動を促す内容とし、デザインにあたっては、ちばエコスタイルキャラクターの「モラワン」と「ノコサーヌ」、千葉県マスコットキャラクターチーバくん、ちばエコスタイルロゴマークを用いること。（それぞれのデータは別途提供する）。



- ・環境月間ポスター及び作品集は、県が別途指定する団体等（R7実績：約1,050団体）に、指定数（市町村教育委員会等には複数枚数、個別団体には各所1枚等仕分けが必要となる）を直接送付すること。直接送付の際は、県が提供する送付文（A4片面）及び次年度ポスターの募集要領（A4両面）を印刷し、同封すること。残部については、紙で仕切るなど100部ごとにわかるようにして、県に納品すること。
- ・3R推進月間・食品ロス削減月間ポスターは、県が別途指定する団体等（R7実績：約800団体）に、指定数（市町村教育委員会等には複数枚数、個別団体には各所1枚等仕分けが必要となる）を直接送付すること。直接送付の際は、県が提供する送付文（A4片面）を印刷し、同封すること。残部については、紙で仕切るなど100部

ごとにわかるようにして、県に納品すること。

- ・(ア)～(ウ)のデザインの画像データも併せて納品すること(PDF及びAI等)。

イ 集中取組期間等に開催されるイベントへの出展

(ア) 出展を想定するイベントと出展規模

環境月間 (六月)	・大型ショッピングモール等で開催されるイベント(2回)。 屋内1区画(縦3.6m×横2.7m)程度
	・県内プロスポーツチームの試合会場等で開催されるイベント(1回)。 屋外テント1張り(縦3.6m×横2.7m)程度
十月 3R推進・ 食品ロス削減月間	・エコメッセ(1回) ※10月11日(日)予定 県下最大の環境系イベントとして幕張メッセで開催されるもの。 屋内1区画(縦3.6m×横2.7m)程度の出展を行うほか、県区画全体 (屋内10区画(縦3.6m×横27m程度))の設営を行う。
	・大型ショッピングモール等で開催されるイベント(2回)。 屋内の場合 1区画(縦3.6m×横2.7m)程度 屋外の場合 テント1張り(縦3.6m×横2.7m)程度
その他	・アクアラインマラソン(1回)。※11月8日(日)予定 屋外テント1張(縦2.7m×横3.6m) ・県内プロスポーツチームイベントや大型商業施設等で開催されるイ ベント(3回)(時期未定)。 屋内の場合 1区画(縦3.6m×横2.7m)程度 屋外の場合 テント1張り(縦3.6m×横2.7m)程度

(イ) 想定する出展内容

- ・出展ブースに訪れる県民等に対し、パネルや見本、動画などを用いた展示や、啓発物資(チラシ・パンフレット等)の配付などを実施する。
- ・出展ブースへの誘客を図るため、例えば著名人によるトークショーや、クイズ、抽選、ゲーム大会などの誘客企画を実施する。
- ・県民のニーズや意識を把握するため、ブース来訪者に対するアンケート調査を実施する。

(ウ) 継続的に行う効果的な啓発

- ・ イベント出展等での啓発のほか、概ね半年程度の期間、政令市や中核市などの都市部を含む地域で継続的に不特定多数の県民の目に触れる啓発を提案し、実施すること。なお、予算の目安は、千葉県下でのバスラッピング（1台）半年程度（製作費、広告費等含む）を見込んでいる。

【イベントへの出展業務に関する留意事項】

- ・ イベント出展において、必要となる出展費用を負担すること。想定される出展費用は、県内のプロスポーツチームイベント1回（令和7年度は約49,000円）。
- ・ いずれのイベントにおいても、上記（イ）に掲げる出展内容を踏まえ、1日延べ概ね300人程度がブースに来訪するよう、出展内容を企画すること。
- ・ 出展するイベントや企画の実施に関する具体的条件や手順等は、県が主催者と調整したうえで示すものを基礎として、個別に協議を行い決定するものであること。
- ・ 出展準備において、県が自ら行うもののほか生じる必要な交渉、調整、手続き、人員や物品の手配、施工、支払い等の一切の業務を行うこと。
- ・ 出展に係る運営マニュアル（レイアウト、スケジュール、役割分担、進行表等が記載されたもの）を作成し、事前に県に必要部数を提出し、情報共有を図ること。
- ・ 出展当日において、県が自ら行うもののほか生じる必要な業務（設営、運営、ブース運営に必要な人員の調整・確保も含む）、開催終了後の原状回復等の一切を行うこと。
- ・ ブースの装飾は、キャッチコピー「イチ、ニイ、サンで始めようちばエコスタイル」のイメージに沿ったものとし、ちばエコスタイルロゴマークを用いること。
- ・ ブースの設営や装飾及び実施内容は、本業務で作製するパネルやポスター、啓発物資を用いることを基本とするが、独自に作製した資材等を加えても差し支えない。
- ・ 給排水や電源等、ブースの出展に必要な設備等は、出展者で用意する必要があるものと想定すること。
- ・ ブース設営の際は、パンフレットやチラシを配架できるスタンド等を設置すること。
- ・ アンケート調査は、県が作成するものを用いて実施するものとし、回答者に啓発物資を提供するなどして効果的に実施する方法を提案すること。
- ・ 出展の都度、設営・運営・撤去の状況等について記録（写真又は動画等による撮影を含む）を行い、実施したアンケートの分析結果と共に、実績報告書としてまとめ提出すること。

なお、撮影した写真や映像は、県職員が用いる業務用パソコンにおいて閲覧及び簡易な編集が可能なデータとして納品すること。

- 当該期間中の出展回数が指定の回数を下回った場合は、他月に県が実施する啓発に参加するなど、県と調整を図り指定の回数実施することとする。

(2) ちばエコスタイルパートナー店頭啓発用資材の作製

前記4に掲げる県民や県内事業者による理解と主体的な行動を促進するとともに、ちばエコスタイルの普及促進並びにちばエコスタイルパートナーと連携した取組を行うため、ちばエコスタイルパートナー登録事業者の店頭において啓発を実施するためのPOPやアナウンス音声の作成を行う。

※ちばエコスタイルパートナー

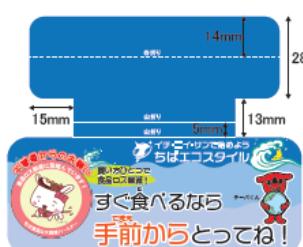
…プラスチックごみや食品ロスの削減に取り組む事業者等を、「ちばエコスタイルパートナー」として登録し、県ホームページで紹介するもの。

(参考) <https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/3r/chibaecostyle/chibaecobosyuu.html>

ア ちば食品ロス削減パートナー店頭啓発用POP（2種）

種類	てまえどり	値下げ商品イメージアップ
形状	アテンションPOP	同左
素材	アートポスト 菊 153kg 両面PP加工	同左
サイズ	下図参照	同左
色数	片面フルカラー印刷	同左
作製数	30,000枚	6,000枚
納期	各所：5月末日からの掲示に間に合うよう直接送付 県：令和8年5月15日（金）	同左

POPサイズ



※令和6年度作成のもの



※令和7年度作成のもの

イ 食品ロス削減アナウンスの作成

消費者に対して、更なる「てまえどり」啓発を促すため、大規模小売店（スーパー・マーケット等）での活用を想定したアナウンス音声を作成し、令和8年9月7日（月）までに納品すること。

音声の作成に必要な原稿作成・録音・加工等の業務を行うこと。ただし、ナレーターの選定及び日程調整等は県が行う。

【ちばエコスタイルパートナー店頭啓発用資材の作製業務に関する留意事項】

- ・ 作製に必要な素材の入手（権利処理含）、掲載画像の収集、各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、版下作製等、一切の業務を行うこと。
- ・ 使用言語は日本語とすること。（その他言語は提案による。）
- ・ ちば食品ロス削減パートナー店頭啓発用POPは、スーパー・コンビニエンスストア等の商品棚等に設置することを想定し、一般的な商品棚に見やすく取まるものとすること。
- ・ 「てまえどり」POPのデザインは、消費者に対し購入後すぐに食べる場合に棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を促す内容とすること。
- ・ 「値下げ商品イメージアップ」POPのデザインは、消費者に対し、値引き商品を購入することは、環境にやさしい（食品ロスを減らせる）行動であることを示す内容等とし、積極的に「値引き商品」の購入を促す内容とすること。
- ・ ちば食品ロス削減パートナー店頭啓発（てまえどり）用及び（値引き商品のイメージアップ）用POPは、県が別途指定する事業所（R7実績：県内19事業所、都内4事業所）あてに、POP袋等に各店舗使用枚数を小分け（約2,850店舗分）した上で梱包し、指定数を納品すること。POP袋等に小分けにする際は、「てまえどり」と「値引き商品のイメージアップ」POPは分けること。また、納品の際は、県が提供する送付文を印刷（A4上質紙片面カラー）し、同封すること。
- ・ ちば食品ロス削減パートナー店頭啓発（てまえどり）用及び（値引き商品のイメージアップ）用POPは、デザインの画像データ（POP全体のデザインデータ、及び取付部を除く啓発表示面のみのデザインデータ）も併せて納品すること（PDF及びAI等）。
- ・ 食品ロス削減アナウンスは、行政からのお願いとして「てまえどり」の協力を呼びかける内容とし、15秒～30秒程度で作成すること。
- ・ 音声データの原稿作成にあたっては、県と協議したうえで内容を決定すること。
- ・ ナレーターは県が起用調整することとする（例えば県立高校アナウンス部など）。

- ・ 音声データの納品方法 (CD-R、USBメモリ等) については、県が指定する方法で納品すること。

(3) その他啓発用資材の作製

ア 紙製ファイル

サイズ A4サイズ

紙質 上質紙

方式 オフセット印刷

色数 両面カラー4色以上

デザイン ちばエコスタイル（プラスチックごみの削減、食品ロスの削減、海岸漂着物の削減等）に関する説明を含んだ親しみやすい啓発デザインを印刷すること。

「モラワン」、「ノコサーヌ」、「チーバくん」等のキャラクターデザインを用いること。

また、デザインの画像データも併せて納品すること (PDF 及び AI 等)。

作製数 6,500部

納期 令和8年5月15日（金）

イ エコバッグ

サイズ（使用時）

本体 縦300～400×横300～400×マチ100～200mm

持ち手 200～400mm（折り返し部分まで）

材質 綿（コットン）100%

重量 本体40グラム～65グラム

カラー 無漂白

印刷 サイズ120～150 × 120～150mm

片面単色刷り、白黒印刷（袋部）、はがれ落ちないよう配意すること。

デザイン：別途提供する既存のものを参考に、新たに作成すること。

なお、文字部分はpng形式、キャラクターはカラーのイラストレーターデータを提供可能。（ただし、印刷は白黒で行うこと。）

また、デザインのPDFデータを併せて納品すること。

作製数 6,500枚

納期 令和8年5月15日(金)

ウ 啓発用手ぬぐい

本体 縦330～340×横900mm程度

材質 綿100%

カラー 本体1色印刷

デザイン 縦310×横850mm程度に、ちばエコスタイル（プラスチックごみの削減、食品ロスの削減、海岸漂着物の削減等）に関する説明を含んだ親しみやすい啓発デザインを印刷すること。

「モラワン」、「ノコサーヌ」、「チーバくん」等のキャラクターデザインを用いること。

また、デザインのPDFデータも併せて納品すること。(PDF及びAI等)。

作製数 2,500枚

納期 個別に指定

納品場所 個別に指定

エ イベント出展時における設置型展示物・装飾物

(ア) ロールアップバナー

イベント出展時に「ちばエコスタイル」、「食品ロス削減」「海岸漂着物対策」に関する県の施策をPRするロールアップバナーを作製すること。

なお、デザイン3種を一組として作成し、複数出展ができるよう計2組作製すること。

(イ) 装飾物

イベント出展時のブースの装飾物として、下図に示す既存の装飾物(テーブルクロス、のぼり、カタログラック上部サイン)を参考とし、啓発効果をより高める新たな物資を提案し作製すること。

また、既存の装飾物のデザインを刷新する場合は、新たにデザインの提案を行うこと。

既存の装飾物



カタログラック上部サイン

(縦29.7cm×横42cm)

のぼり

(縦180cm×横60cm)



テーブルクロス

(縦65cm×横180cm)

【その他啓発用資材の作製業務に関する留意事項】

- ・ 紙製ファイル及び手ぬぐいのデザインにあたっては、既存の啓発品を参考に作製すること。既存の啓発品データは必要に応じて、県から提供する。
- ・ 作製に必要な素材の入手（権利処理含）、掲載画像の収集、各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、版下作製等、一切の業務を行うこと。
- ・ 使用言語は日本語とすること。（その他言語は提案による。）
- ・ 啓発用手ぬぐいは受託者保管とし、集中取組期間等に開催されるイベントへの出展時に必要数を現場へ持参すること。また、その他県の求めに応じて啓発現場等へ受託者が発送すること。
- ・ 設置型展示物・装飾物の作製に際しては、運搬や設営のしやすさを考慮したものとし、当業務終了後も引き続き他のイベント等で使用できるよう内容等にも配意すること。
展示物は、当委託業務の最中は受託者において適宜保管するものとし、当委託業務が終了した後、速やかに県に納品すること。

（4）「千葉海ごみゼロキャンペーン」の企画・運営

海水浴や夏休みシーズンが終了し、海岸に残されたごみや川に運ばれて内陸部から流れついたごみが溜まっている9月から10月に合わせ、県内における海岸漂着物対策への理解を広く県民に促し、ごみ拾い等、海岸漂着物対策に取り組んでいる団

体等の相互連携に資することを目的に、千葉県内で海岸漂着物対策を意識して清掃活動を行い、県が指定するSNS（X、Instagram、YouTube、Facebook）においてハッシュタグ「#chibaumigomi」と「#活動した場所（例：#千葉市）」をつけてその様子を投稿した者を対象とするプレゼントキャンペーン「千葉海ごみゼロキャンペーン」を企画・運営すること。

ア プレゼント商品の選定及び送付

- ・当選者数は20人とし、商品は当選者に直接送付すること。
- ・商品は海岸漂着物対策（プラごみ対策含む）に関連する5,000円程度のオリジナル商品とすること。

イ キャンペーンの広報等

当キャンペーンについて多くの県民に訴求する広報を行うこと。

広報の企画にあたっては、県内駅等でのデジタルサイネージ等を活用した広報を行うこと。なお、広告に関する県内メディア等との調整は県と協議の上進めることとする。

【「千葉海ごみゼロキャンペーン」の企画・運営に関する留意事項】

- ・キャンペーンに使用するSNSアカウント（閲覧専用、DM送信可）は、県と協議の上、作成すること。
- ・プレゼント商品の選定及び発送において、県が自ら行うものほか生じる必要な業務（賞品の選定・手配、応募者リスト作製・管理、抽選、当選者への通知、発送先確認、賞品の発送等）の一切を行うこと。

なお、賞品を発送の際は、県が提供する送付文を印刷（A4上質紙片面カラー）し、同封すること。

- ・広報を行うにあたり、著名人やインフルエンサー等を起用する場合は、下記要件を満たす者とすること。

- ① 宗教活動や政治活動を行っていないこと
- ② 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、不支持していないこと
- ③ 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にないこと

- ・広報を行うにあたり、県が関係を有する各種PR大使等の採用を求める場合があること。

なお、この場合、各種PR大使等の出演に要する費用は県が負担する。

- ・当該仕様の範疇で行う広報のほか、県が自ら有する広報手段（テレビ、新聞、ラジオ、各種ＳＮＳ等）を用いて広報等を実施する場合には、原稿の作成等、必要な支援を行うこと。
- ・その他キャンペーン期間や個別の内容については、県と協議して決定すること。

（5）フードドライブに係る県民向け啓発チラシの作製

食品ロスの削減には、未利用食品の活用が有効であり、消費者に対してフードドライブへの理解及び寄付活動を促す必要があることから、イベント出展時等において県民に配布するチラシを作製すること。

サイズ A4版（両面）

紙質 コート菊判 50. 5kg

方式 オフセット印刷

色数 両面カラー4色以上

作製数 4, 500部

納期 令和8年9月7日（月）

デザインのPDFデータを併せて納品すること。

【フードドライブに係る県民向け啓発チラシの作製に係る留意事項】

- ・フードドライブに関する一般的な説明に加え、食品受入れ先（フードバンク等）の紹介、食品を受け取った人の声、フードドライブを実施している店舗（スーパーやコンビニエンスストア等）の紹介等を取材・撮影等したうえで内容に盛り込むこと。なお、取材先については、県が選定する。

（6）環境月間ポスター展等の開催等

環境月間の啓発のため、県内の小中高生等を対象に令和9年度環境月間ポスターコンクール作品の募集を行う。事業の実施にあたり、募集要領の印刷・送付（ポスター作品集に同封送付。（1）ア 留意事項参照）、応募作品の受付・管理、受賞者への連絡や通知及び展示後の作品返却等の一切の業務を行うこと。なお、ポスター審査会については県で実施するが、審査会当日に発生する作品管理業務（受賞作品の仕分け、講評の取りまとめ、写真記録等）は受託者にて行うこと。

また、ポスターコンクールについて広く周知する機会として、千葉県立美術館で開催する作品展示会（令和9年1月18日（月）搬入・設営、19日（火）～24日（日）展示（予定））の管理（人員配置）及び受賞者に対する表彰式（令和9年1

月24日（日）（予定）を開催する。

ア 令和9年度ポスター応募作品の募集・受付・管理及び展示後の作品返却等業務

県民の環境保全に対する意識の高揚と知識の普及を図るため、令和8年6月1日（月）から9月30日（水）までの間「令和9年度千葉県環境月間ポスター」を募集することから、県の指示に基づき、応募作品の募集・受付・管理、受賞者への通知及び展示後の作品返却等の業務を行うこと。

ポスター展終了後は、応募者（学校単位）へのポスター返却業務を行うこと（R7 実績：応募作品数791 応募学校数64）。なお、ポスターの返却の際は、県が提供する送付文を印刷（A4上質紙片面カラー）し、同封すること。

また、奨励賞受賞者には、ポスター返却と合わせて、記念品（図書カード及び賞状）を送付すること（後記キ参照）。

奨励賞の賞状は、別途県から提供する内容を印刷し、作製すること。

イ 物資の作製

美術館入口に設営する外看板（縦900×横1600mm程度）及び展示室内に設営する表示物（展示会名、展示会趣旨、表彰区分、受賞者名等）を作製すること。

素材やデザインについては提案によるものとし、来場者の興味関心を惹き、展示会の趣旨を効果的に伝えるものとすること。

ウ 展示物の設営・撤収

県の指示に基づき、展示に係る作品等の設営及び撤収を行うこと。

なお、展示数は最大84作品（最優秀賞4、優秀賞8、奨励賞72）となること。

また、展示の際に作品を保護するポスターholder（縦54cm、横38cm（四つ切り）のポスターを壁掛け展示する使用に堪えるプラスチック製のもの）や、作品に貼付し制作者の名前等を表示する名札（紙製のもの）等、必要資材を準備すること。

エ ポスター作品展示会の管理

令和9年1月19日（火）から24日（日）（予定）に千葉県立美術館で行う令和9年度ポスター受賞作品の展示会に係る展示室の管理（人員配置）等を行う。

午前9時から午後4時30分まで、最低1名は人員配置すること。

オ 表彰式の設営及び運営支援

県の指示に基づき、表彰式の開催に係る受賞者への連絡（受賞者情報の確認、表彰式出欠確認等）、会場設営及び運営を行うこと。

なお、表彰者は12名（最優秀賞4、優秀賞8）となること。

また、表彰式の会場装飾として、スクリーンによる舞台背景の作成並びに投影を行うこと。

カ 作品の画像データ化

令和9年度環境月間ポスターの優秀作品（優秀賞以上）12作について、ポスター一や作品集の作製に耐えうる適切な画素数により画像データ化すること。

キ ポスター作品受賞者の記念品等の準備

ポスター受賞者（最大84作品（最優秀賞4、優秀賞8、奨励賞72））に贈呈する記念品等を用意すること。

贈呈する記念品等は、図書カード、賞状筒及び賞状とし、金額や数等を下記のとおり用意し、表彰式に持参又は受賞者に発送すること。

（ア）図書カード

単価	数量	金額	のし紙	納品方法
5,000円	4	20,000円	最優秀賞 千葉県	表彰式 (令和9年1月24日 (日))に持参
2,000円	8	16,000円	優秀賞 千葉県	表彰式 (令和9年1月24日 (日))に持参
500円	72	36,000円	奨励賞 千葉県	受賞者へ直接送付
合計		72,000円		

(イ) 賞状筒（優秀賞以上 12 作品）

本 体 丸筒 4.7 cm × 36 cm

個 数 12 個

納 期 令和9年1月24日（日） 表彰式に持参

(ウ) 賞状（奨励賞 72 作品）

本 体 A4

材 質 くるみ上質紙

枚 数 72 枚

納 期 県による押印を要するため2月上旬を目途に県に納品し、押印後県から
賞状を受領してポスター返却と併せて受賞者へ発送する。

※ なお、優秀賞以上の賞状（知事名）については県で作製する。

【環境月間ポスター展等の開催業務等に関する留意事項】

- ・ポスター審査会（会場確保、審査員依頼、受賞作品の選定）は県で実施することとする（令和7年度は12月中旬に実施）。ただし、審査会の実施に際し、受託者は、県の指示に従い作品リストを作成の上、仕分け（例えば、学校単位で受けたものを学年毎に仕分ける）を行う等、審査会運営が円滑に行われるような作品管理を行うこととし、仕分けされた状態の作品を審査会場へ搬入すること。また、審査会当日に発生する作品管理業務（受賞作品の仕分け、講評の取りまとめ、写真記録等）は受託者にて行うこととし、審査会終了後は必要な情報（受賞者名や記録写真等）を速やかに県に提出すること。
- ・審査会での受賞者決定（12月中下旬）から展示会開催（1月中下旬）までの期間が短いため、受賞者決定後は可及的速やかに受賞者に対して出席依頼文、受賞者情報確認書類の送付を行うとともに、依頼文等送付に先立ち受賞の旨や表彰式の日程等について受賞者へ電話連絡を行うこと。
- ・展示会の実施期間は県が指定する期間（1週間を想定）とし、表彰式は当該期間中の1日となること。
- ・設営及び撤収においては、県が自ら行うもののはか生じる必要な業務及び開催終了後の原状回復等の一切を行うこと。

(7) その他

- ・受託者が有する知見等から、上記5（1）～（6）の実施効果を補強し、当事業で行う関係施策の啓発に資する独自の取組等を行う場合は、その内容等について提案すること。
- ・県担当者が求めた場合、千葉県ホームページ内における3R推進等に係る関係ページの作成等にあたり、利用者が必要とする情報をわかりやすく提供できるよう、ページ構成等への助言、素材（イラスト、画像、情報、記事）の収集、原稿の提供等を行うこと。

(8) 実績報告

全ての業務が完了したら、その内容及び成果等について実績報告書を作成し、令和9年3月19日（金）までに提出すること。

なお、報告書の仕様及び体裁は任意とするが、県における今後の施策立案に活用できるよう、内容及び提供方法を工夫すること。

また、本業務において作成した資料等について、電子データ（Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF、AI、写真など）で併せて提出すること。

6 留意事項

- ① 本業務の趣旨を踏まえ、本県における環境保全の推進に資する姿勢で業務に臨むこと。
- ② 受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
- ③ 受託者は、事業を実施するにあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- ④ 本業務における作製物の取扱いは次のとおりとする。なお、作製にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
 - ・本業務の履行における作製物の所有権は全て県に帰属するものとする。
 - ・作製物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。
- ⑤ 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、

再委託する場合は、最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。

- ⑥ 受託者は、本業務を実施するにあたり、対人、対物事故についての補償を行う保険に加入するほか、速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようすること。
- ⑦ 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- ⑧ 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。
- ⑩ その他、本仕様書に記載のない事項については、提案の範囲とする。